

広域景観の形成が特に必要な区域

平成25年10月1日 兵庫県告示第1191号
 改正 平成27年3月31日 兵庫県告示第290号
 改正 平成28年4月12日 兵庫県告示第466号

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）第22条の9の規定による広域景観の形成が特に必要な区域を次のとおり定め、平成25年10月1日から施行する。

広域景観の形成が特に必要な区域

風景型広域景観形成地域

広域景観形成地域の名称	広域景観の形成が特に必要な区域
円山川下流地域	1 次に掲げる河川の河川区域及びその境界線から100メートル以内の区域 (1) 円山川 (2) 出石川 (3) 飯谷川（塩入橋から上流部を除く。） 2 次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道178号 (2) 国道312号 (3) 国道426号 (4) 国道482号 (5) 県道宮津養父線 (6) 県道豊岡瀬戸線 3 次に掲げる鉄道の線路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線 (2) WILLER TRAINS株式会社宮津線（京都丹後鉄道宮豊線） 4 但馬空港の区域及びその境界線から100メートル以内の区域並びに県道但馬空港線の道路及びその路端から100メートル以内の区域
西播磨海岸地域	1 海岸線（海面が最高水面に達したときの陸地と海面との境界をいう。以下同じ。）から100メートル以内の区域 2 国道250号及びその路端から100メートル以内の区域
但馬海岸地域	1 海岸線から100メートル以内の区域 2 次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道178号 (2) 県道日高竹野線 (3) 県道豊岡瀬戸線 (4) 県道香住村岡線 (5) 県道香美久美浜線 (6) 県道浜坂井土線 3 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の線路及びその路端から100メートル以内の区域

沿道型広域景観形成地域

広域景観形成地域の名称	広域景観の形成が特に必要な区域
国道312号沿道地域	次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点までの区間 (2) 県道豊岡瀬戸線
国道9号沿道地域	国道9号及びその路端から100メートル以内の区域